

福岡地方裁判所委員会（第50回）議事概要

1 開催日時

平成31年3月18日（月）午後3時00分から午後4時50分まで

2 場所

福岡地方裁判所501号会議室

3 出席者

（委員）

平田豊委員長，志村英生副委員長，小林康夫委員，相田安浩委員，田中利美委員，手嶋一雄委員，橋本修明委員，柵木澄子委員，松原妙子委員，松藤和博委員，森村純子委員，山口朋宏委員（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

中島隆介事務局長，川崎健治経理課長，中武与志郎経理課専門官，今村恵一裁判員調整官，安永秀典主任書記官

（福岡簡易裁判所）

香月真也訟廷管理官

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

高瀬仁秀総務課長，田崎良作総務課課長補佐

4 議事（□：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

(1) 委員長の選任

◇ 委員長をしておりました白石委員の交代に伴い委員長が不在となっておりますので，委員長の選任手続を行います。委員長の選任手続については副委員長に進行をお願いします。

△ 委員長代理として，委員長の選任手続を進めさせていただきます。

委員長の選任につきましては，地方裁判所委員会規則第6条第1項により，委員の互選となっておりますので，委員の皆さんからご意見はありますでし

ようか。

◎ 私は平田委員でよいと思う。

◎ 私も平田委員でよいと思う。ただし、地裁委員会の在り方として諮問する人とされる人が同じなのはどうかという点、ここ数年地裁所長は約1年で交代、地裁委員会の回数でいえば3回程度で交代されており、平田所長も短期で転出される可能性がある点は指摘したい。

△ 他にご意見はありませんでしょうか。私の個人的な意見としましては、餅屋は餅屋と申しますか、よくわかっていらっしゃる方が全体を見まわし、まとめていただくことが良いと思うので、平田委員になっていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

承認の拍手

地方裁判所委員会規則6条1項に基づき平田委員が委員長に選任された。

(2) 新庁舎の利用者に対する配慮等について（川崎経理課長説明）

(3) 新庁舎見学

(4) 意見交換

□ 新庁舎の説明及び見学を行ったところであるが、「利用者の利便性への配慮」、「利用者の安全確保」及び「高齢者・障害者への配慮」の3つの視点から御意見又は御質問をいただきたい。

◎ 車椅子利用者にとっては、車椅子に対する配慮が行き届いていると感じたが、法廷に入る際には、法廷の扉を手前に引く必要があり、車椅子使用者が一人で扉を開けるのが難しいと思われる。また、視覚障害者に対してどのような配慮がされているのか。

◇ 車椅子使用者の法廷への出入りについては、最寄りの職員へ声掛けしていただければ、職員が必要な援助をさせていただく。また、視覚障害者が庁舎1階の総合案内まで辿り着けるように、裁判所の敷地境界から総合案内まで点字ブロックを設置している。総合案内には常時職員が待機しており、当該

- 職員が目的地まで御案内できるように配慮している。なお、階段にも点字ブロックを設置し、階段の手すりに点字による階数表示を施している。
- ◎ 視覚障害者が、単独で目的地に辿り着くことは想定しておらず、職員が援助をすることを想定しているのか。
 - ◇ 視覚障害者に対応できる音声案内や点字等の設置について、施設のすべてにおいて対応している状況にはないことから、総合案内の職員が声をかけ、目的地まで御案内させていただくこととしている。
 - ◎ 障害者が職員の援助を必要とする前提の施設は、法の理念に反するのではないか。また、裁判所職員が増えていない状況で、障害者に対する援助について、仕事の一部とすることについて問題は生じないのか。
 - ◇ 施設だけで対応しようとするれば、逆に不案内となる場合も多くなるのではないと思われる。裁判所職員が、障害者の施設利用について援助をすることは仕事の一つと考えており、職員が直接対応の方が障害者にとっても好ましいのではないかと考えている。
 - 外国人に対する配慮については、どのような対応をとっているのか。
 - ◇ 案内表示については、外国語による表記はされていない。外国人が来庁された場合には、外国語ができる職員が目的地まで案内するなどの対応を取っている。
 - 外国人といっても国籍は様々だと思われるが、様々な言語に対応できる職員がいるのか。
 - ◇ すべての言語に対応できるわけではない。少数言語への対応は難しい。
 - ◎ 自動翻訳機を備え付けてはどうか。74か国の言語に対応している機器もあり、その場合、多くの少数言語を翻訳できると聞いている。
 - ◇ 貴重な御意見として承りたい。
 - ◎ 知的財産権に関する訴訟について、外国語の使用ができるように法律改正を検討していく旨の報道がされていたところであり、裁判所における外国語

対応を考えた方がよいと思われる。

- 貴重な御意見として承りたい。
- △ 身障者用エレベーターには、車椅子利用者等への配慮として手すりが設置されているが、廊下などには全く手すりがなかった。杖を使用する方なども多いのではないかとと思われるが、その場合、車椅子を使用して案内するのか。また、トイレの手すりはどうなっているのか。
- ◇ 廊下には手すりは設置されていない。多目的トイレには手すりを設置しており、通常のトイレについても一部手すりを設置している。
- △ 庁舎に入ってから時間があつたので、1階で時間をつぶそうと思ったが、ホテルのロビーのような一般の来庁者が座って待つことができる場所がなかったため、警備員に聞いたところ、地下の食堂とコンビニエンスストアを案内されたので食堂で時間をつぶした。確かに、1階の北側玄関の左に一般待合室があるが、壁に囲われており、喫煙室みたいな感じを受け、待合室であることが分かりづらく、入っていいのかも分からなかった。1階に一般の来庁者が座って待つことができる場所があるといいのではないか。
- ◇ 1階北側の玄関から入った左側に一般待合室があるが、玄関を入ったところで入庁検査を行っているので、一般待合室の出入口が分かりにくいかもしれない。一般待合室については、各階にも設置されており、各階において一般待合室を利用していただくことを施設上は想定している。1階ホールに一般来庁者が座って待つことができる場所を設けることについては貴重な御意見として承りたい。
- ◎ 事件関係で来庁した際、1階の一般待合室を利用したが、壁とすりガラスに覆われているので、依頼者の方が中で待っているのかどうか分かりにくく、依頼者からも弁護士が待合室の中にいるのかどうか分かりにくい。また、一般待合室の出入口に自動ドアまで必要か疑問に感じた。さらに、エレベーターホールが広すぎるので、行き先ボタンを押して、一番遠くのエレベーター

が開いた場合には、乗るのが大変であり、高齢者などは乗れないことがあるのではないかとと思われる。

◇ 自動ドアについては、来庁者の多い室に設置している。エレベーターホールについては、開放感のある裁判所を作るという設計思想から、1階ホールは天井が高く正面は広く作られている。また、エレベーターについては、AI（人工知能）により制御されており、利用者の利用状況に応じた動作を行うよう制御されることとなっている。

◎ 一般待合室が分かりにくいと思われる。一般の来庁者は、裁判所には一生に1回か2回くらいしか来ることがないので、そのような方にも分かりやすいように、一般待合室の表示方法を工夫したほうがよいと思われる。

旧庁舎の法廷は二重扉で防音性に優れ、法廷の中の声が外に漏れることはなく秘密保持の観点からはよかったものの、新庁舎の法廷は一枚扉で、法廷の声が外に漏れて聞こえる。例えば、法廷で和解協議を行う場合などに外に声が漏れるのでは非常に困るとと思われる。

法廷などに入出入りする合間に当事者と打合せをする場合があるので、消防法の関係もあるかもしれないが、旧庁舎のように廊下に長椅子を置いていただきたい。

旧庁舎では廊下の両側に法廷が位置しており、比較的廊下も広がったことから、法廷の扉が人にぶつかるということはなかったと思うが、新庁舎の法廷の廊下は比較的狭く、柱が出っ張っている部分はさらに狭くなっているため、法廷の扉を開けた際に廊下を歩いている人にぶつかる可能性が旧庁舎と比較して格段に高まっていると思われるので配慮してほしい。

◇ 遮音については、法廷や調停室などでそれぞれ遮音のレベルは異なっており、完全な防音は構造上難しいことから、可能な範囲で遮音効果のあるゴムなどの部材を使用するなど、遮音効果が高くなるよう調整するなどの措置をとっている。また、廊下の声が法廷内に響くこともあるので、新庁舎運用開

始時から、廊下に「法廷フロアにつき静粛に願います」と掲示して廊下では静かにしていただくよう促している。

廊下への長椅子の設置については、防災上の観点から廊下には障害物を置かない運用としている。

廊下が狭く、柱のある場所がより狭くなっているのは認識しているところであり、例えば、ラウンドテーブル法廷などの廊下への扉の内側に扉をゆっくり開け閉めするように表示をして注意喚起している。その他の法廷にも表示をするかは今後検討させていただきたい。

- 来庁した際に時間があつたので、時間をつぶそうと思ったが、1階の一般待合室が分かりにくかった。また、1階の一般待合室には、裁判所を利用する関係者がいる場所という印象を受け、一般の来庁者は入りづらいと感じた。
- △ 裁判所では認証カードを利用したセキュリティ対策をとっているのか。病院ではほとんど認証カードを用いて出入を管理している。
- ◇ 関係者以外の立ち入りを禁止しているエリアについては、認証カードを使用して出入りしている。
- ◎ 刑務所の刑事施設視察委員だったことがあり、刑務所の施設見学の際にはセキュリティに関するところもすべて見学できたところ、裁判所では警備上の理由で見学することができず、秘密のベールに包まれているが、地方裁判所委員会の委員にはある程度は見せてもいいのではないかと思う。
- 貴重な御意見として承りたい。
- 旧庁舎から新庁舎に移ったことで、一番大きく変わったところはどこか。
- ◇ 「利用者の利便性」、「利用者の安全確保」及び「高齢者・障害者への配慮」という視点から一番大きく変わった点としては、関係部署を集約し、法廷も同一フロアに集約したことで、位置関係が分かり易くなり、アクセスしやすくなったことが挙げられる。

- ◎ トイレについては、多目的トイレを各階2か所に設置したことで利用しやすくなり大変良くなったと思う。
- 施設としては非常に良くなったが、利用者の利便性、安全確保、高齢者・障害者への配慮に関し、施設面で対応できない部分について、職員で対応しているという説明であったが、具体的にはどのような工夫がされているのか。
- ◇ 移転してから半年を過ぎ、職員もやっと慣れてきたところであり、職員による来庁者の案内などへの対応は、時期的な問題として増えているかもしれない。ただし、新庁舎は、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所が一つの庁舎の中に入っているが、大変シンプルなので慣れてくれば分かり易く案内できると思われる。また、障害者配慮の関係では、研修などで職員に対ししっかり教育しており、職員の意識も高まっているところである。障害者の方や介助が必要な方が来庁されたときは、玄関の総合案内の職員や民間警備員から必ず総務課へ速やかに連絡が入り、職員が対応できるような態勢をとっている。
- 施設は新しく良くなっているが、不足する部分を職員で対応しているところ、職員の対応する部分について、もう少し工夫できるところもあるのではないかと貴重な御意見として今後検討していきたい。
- ◎ 従前、地方裁判所委員会において、裁判所の来庁者に対し、アンケートを依頼し、裁判所に対する不満や希望について回答してもらったことがある。385通の回答をいただき、その後の裁判所の運用、例えば、裁判所の案内表示の改善に活かしたことがある。同様のことは家庭裁判所委員会でも行っていたようである。新庁舎についても家庭裁判所委員会と協力するなどして利用者アンケートを実施し、利用者の声を聞き、改善点を検討することも裁判所にとって必要なことであると思われることから、将来的な取組として考えてみてはいかがかと思う。
- 貴重な御意見として承りたい。

- 外国人に対する配慮として、1階入口にある案内表示に英語表記を加えるなどの工夫が必要ではないか。せめてどこに何があるのか程度の英語表記があっても良いのではないか。
- ◎ 一般待合室については、大阪地方裁判所の1階にある一般待合室が一般の来庁者にも非常に使いやすかった。規模的にも案内表示や構造の面でも参考になると思われる。
- 1階の玄関ホールは、入口扉が閉まっていると音が反響して人の声が聞きとりづらかった。また、入庁検査の際の声掛けの音の音が響いており、目を引いてしまうので女性のカバンの中をチェックする際など躊躇される方もいると思われる。セキュリティ対策も重要ではあるが、音のことや対応の仕方についても配慮できたら利用しやすくなると思われる。
- ◎ 外国人向けのパンフレットを用意してもよいのではないか。パンフレットであれば、予め複数の言語で作成して備え置くことができる。
- 旧庁舎では、オープンスペースに手続案内のパンフレットが置かれていたと思うが、新庁舎では、手続案内の部屋の中に置かれているので部屋の中に入る必要がある。職員と顔を合わせることなく、オープンスペースでパンフレットをもらいたい人もいるのではないかと思われる。
- ◇ オープンスペースにおけるパンフレットの設置については、貴重な御意見として承り、検討させていただきたい。

(5) 次回委員会（第51回）の予定

ア テーマ 「職員採用広報について」

- 昨今、どの職場においても人材の確保が叫ばれているが、裁判所においても、事務官採用試験の申込者数が減少傾向にあることから、より良い人材を確保するための職員採用広報について、御意見をお聞きしたいと考えている。

- ◎ 特に代案もないので、次回テーマについて職員採用広報とすることで結

構である。従前、地方裁判所委員のそれぞれの委員の関心事もあることから、委員にアンケートを依頼し、アンケートで出た意見の中からテーマを設定することを提案して、実施されたところ、四つほどの意見がテーマとして取り上げられた経緯がある。裁判所が取り上げたいテーマで実施することは全然かまわないと思うが、委員のみなさまが積極的に参加していただき、御意見をいただくためにもアンケートを取っていただきたいと思う。

- 御希望ということで検討させていただきたい。次回テーマについては「職員採用広報について」とすることよろしいか。

(委員全員から異論なし)

イ 日時

令和元年7月16日(火)午後3時から